



平成 26 年 11 月 10 日
海 上 保 安 庁

VTS^{*1}要員の人材育成にかかる日 ASEAN 地域会合の結果について

海上保安庁は、10月27日から31日の間^{*2}、ASEAN 諸国において船舶の航行安全対策を所管する関係当局職員を東京に招き、VTS 要員の人材育成に関する地域会合を初めて開催しました。

当該会合において、ASEAN 地域における VTS 要員の地域訓練センター設立を目指す内容を明記した「VTS 要員の人材育成にかかる ASEAN-日本戦略計画暫定案」を作成しました。

今後は、当該戦略計画暫定案をもとに、同諸国関係当局等と実現に向けた具体的協議を進めていくこととしております。

1. 開催目的

本会合は、今後更なる航行船舶の増大が見込まれる ASEAN 諸国における効果的な航行安全対策の導入を推進すべく、ASEAN 諸国関係当局職員を日本に招聘し、航行安全対策の一つである船舶通航サービス (VTS) 及び VTS 要員の人材育成を国際基準に沿って実施することの重要性及び必要性について啓発し、加えて同諸国との当該分野における今後の我が国の国際協力にかかる可能性を高めていくことを目的として、国際航路標識協会 (IALA) ^{*3} ワールド・ワイド・アカデミー (WWA) ^{*4} 協賛のもと、初めて ASEAN 諸国及び我が国関係当局者が一同に会し、開催したものです。

2. 日程及び場所

日時：平成 26 年 10 月 27 日 (月) ～31 日 (金)

場所：中央合同庁舎 2 号館 16 階 観光庁国際会議室
東京湾海上交通センター

3. 参加国等

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの 10 ヶ国 VTS 当局及び IALA・WWA から計 15 名の専門家が参加

4. 会合の結果

本会合は、以下2つのセッションに分けて開催しました。

(1) IALA セミナー

参加者は、SOLAS 条約、国際海事機関（IMO）及び IALA 各文書における VTS の規定内容や VTS 要員の人材育成の枠組み等について深い理解を持ちました。また、各国のカントリーレポートを介し、一部の国を除き ASEAN 諸国の VTS が未だ発展途上であることを確認しました。

(2) ワークショップ

今後の ASEAN 地域における VTS 要員の人材育成策について討議を行いました。本討議では、各国内、国際標準に準拠した VTS 要員の育成制度の構築が必須との共通認識のもと、主に ASEAN 地域における育成制度の必要性について言及がなされ、その討議結果を踏まえ、「VTS 要員の人材育成にかかる ASEAN-日本戦略計画暫定案」を作成しました。

- ※1 船舶通航サービス（VTS）は、航行船舶の安全性と効率性の向上等を目的に、レーダー、AIS（船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的に VHF 帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステム）、VHF 無線電話などを活用し様々な情報を収集したうえで、航行船舶に対し必要な情報を提供するとともに、航行管制を実施する業務です。

※2 日程等の詳細

月日	内容	場所
10月27日（月）	第1セッション	中央合同庁舎2号館16階 観光庁国際会議室
10月28日（火）	第1セッション	中央合同庁舎2号館16階 観光庁国際会議室
10月29日（水）	スタディツアー	東京湾海上交通センター
10月30日（木）	第2セッション	中央合同庁舎2号館16階 観光庁国際会議室
10月31日（金）	第2セッション	中央合同庁舎2号館16階 観光庁国際会議室

- ※3 国際航路標識協会（IALA: International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouses Authorities）は、国際海事機関（IMO）、国際電気通信連合（ITU）及び国際水路機関（IHO）等と密接な関係をもちつつ、航行援助事業にかかる諸問題の検討、航行援助事業の標準化のための勧告・ガイドライン等の制定及び各国・地域の航行援助事業の発展等に努めています。

IALA の組織体系等は別添のとおりです。

- ※4 ワールド・ワイド・アカデミー（WWA: World-Wide Academy）は、航行援助事業の発展のための各国の人材育成や教育体制の設立を目的として、航路標識訓練に関する勧告、模範訓練コースの策定及び航路標識訓練機関の認証等を行う IALA に設置された組織です。

○目的

航行援助事業の国際的な改善及び協調

○設置 昭和32年7月

○本部 フランス(パリ)

○会員数

国家会員:77機関(76ヶ国)

準会員:49団体(法人・学術団体)

工業会員:111団体(民間企業・コンサルタント)

○理事 当庁を含む24機関

○経緯

- ・昭和4年～ 国際航路標識会議を4年毎にイギリス、フランス及びドイツで開催
- ・昭和30年 常設事務局をパリに置くことが承認
- ・昭和32年 IALAが設立(7月1日)
- ・昭和34年 当庁がIALAに加入

○主な勧告・ガイドライン

航路標識等の運用、技術面等について国際的な統一を図るべく、勧告(64)、ガイドライン(91)、その他マニュアル等が発刊されており、我が国も採用、作成への協力を行っている。

○IMO(国際海事機関)との関係

IALAは、IMOの諮問機関として、船舶通航業務(VTS)や船舶自動識別装置(AIS)等の航路標識分野の決議等に関する助言を行っている。

○組織体系

